感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法施行規則により、児童、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養及び他人への蔓延、流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。ご子息が下記に規定された感染症と診断された時は、出席停止期間を参考にご家庭で休養させてください。なお、治療を受けた医師に下記の「登校許可証明書」の発行をお願いし、学級担任へご提出ください。(出席停止扱いになります)新型コロナウイルス感染症・インフルエンザにおいては、「登校許可証明書」は必要ありません。感染した際は学校に連絡していただき、出席停止期間の休養をよろしくお願いします。(出席停止扱いになります)

種別	感染症の種類		!	出席停止期間の基準			
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ						
	ペスト マールブルグ病 ラッサ	フテリア	 治癒するまで				
	重症急性呼吸器症候群 特定鳥イ	ザ (H5N1,	H7N9)	/口/慰りるよく			
	中東呼吸器症候群						
	インフルエンザ	発症後5日かつ解熱した後2日を経過するまで					
	 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬					
		療法が終了するまで					
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで					
第2種	法行歴耳下時火(わたことかば)	症状出現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好に					
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 	なるまで					
	風疹 (三日ばしか) 発疹が消失するまで						
	水痘(水ぼうそう) すべての発疹が、痂皮化するまで						
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで					
	 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後					
	利至コロケノイルハ窓未加	1日を経過するまで					
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れ					
	和 你	がないと認めるまで					
第3種	流行性角結膜炎 急性出血性結膜	炎 コレラ		病状により学校医その他の医			
	細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感	染症 (0-15	57)	師において感染の恐れがない			
	腸チフス パラチフス その他の	感染症		と認めるまで			

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等 感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、前項の規定にかかわらず第1種の感染症とみなす

感到	と症」	「指定原	感染症」	及び「	新感染症	」は、	前項の規	見定に	かかわ	らず第1種	重の感染	定とみなす		
								きり	とり	線 -			 	
	登校許可証明書													
灘中	• 高		年	組	1	番				氏名				
	病名													
	出席係	亭止期	間	令和	至	ŧ	月	日	~	年	月	日		

医療機関及び担当医師名